

令和6年度 業務概要

沖縄県北部農林水産振興センター
森林整備保全課



令和6年度 業務概要

沖縄県北部農林水産振興センター
森林整備保全課



表紙写真の説明

- ① モデル事業で収穫したクスノキの年輪版
- ② モデル事業でのクスノキの伐倒
- ③ 大国林道法面崩壊の災害復旧
- ④ 東村の菌床シイタケ

目 次

1. はじめに	1
2. 管内の概要	5
3. 森林資源の概要	6
4. 森林計画	7
5. 造林	8
6. 林道	10
7. 県営林	12
8. 森林保護	14
9. 保安林	16
10. 治山	18
11. 林地開発許可	19
12. 林業構造改善事業	20
13. 特用林産物	21
14. 木材需給	22
15. 林業普及指導	23
16. 森林組合	25
17. 県民の森	26
18. 緑化	28
19. 鳥獣保護	29
20. 森林環境税及び森林環境譲与税	30
21. 予算の推移	31
22. 森林整備保全課組織体系及び所掌事務	32
23. 資料（北部管内）	33
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	33
(2) 市町村の木・花・花木の指定状況	33
(3) おきなわの名木百選	34
(4) 花と緑の名所 100 選	35
(5) 緑の少年団	36
(6) 森の名手・名人	37
(7) 県植樹祭	38
(8) 県育樹祭	39
(9) 緑の育樹祭	39
(10) 「沖縄県農林漁業賞」市町村別受賞状況	40

1. はじめに

(1) 森林の果たす役割

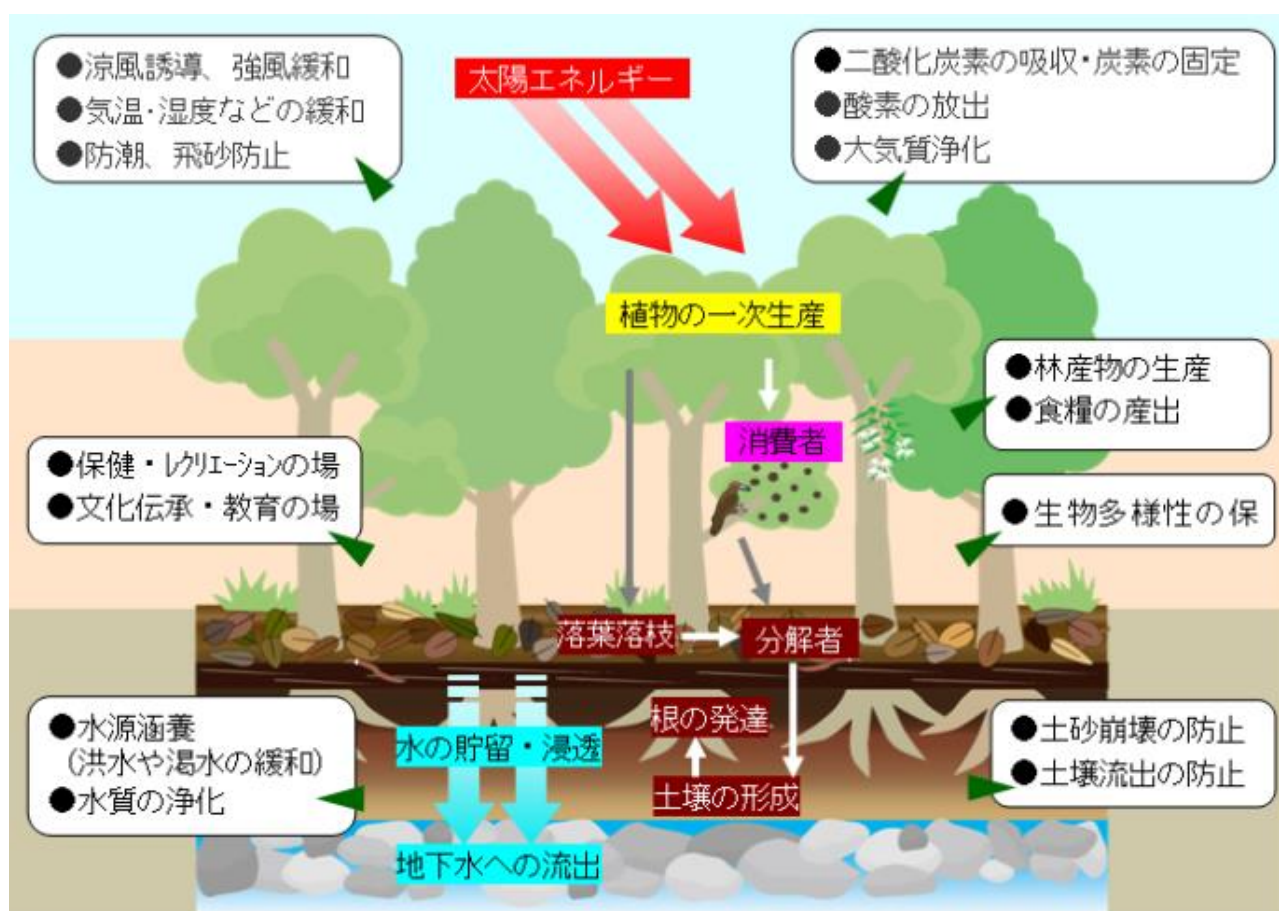
○森林の有する公益的機能

森林は、雨を樹木の葉や幹で受けとめ、表土を覆う植生や落葉落枝は表土の流出を防ぎ、発達した樹木の根は土砂崩壊を防ぐ（土壌保全機能/山地災害防止機能）とともに、土壌は雨水を一時的に蓄え、徐々に川へ送り出すことで洪水や渇水を緩和（水源涵養機能）しています。

また、森林は、大気の浄化、騒音や潮風・季節風の緩和などを行う（快適環境形成機能）ほか、潤いのある自然環境や歴史的風致を作り出し（文化機能）、身近な自然や、自然とのふれあいの場を提供する（保健・レクリエーション機能）とともに、野生生物のすみ処や餌場となり、複雑な食物連鎖をつくり出しています（生物多様性保全機能）。さらに、森林には、木材や薪、山菜、樹実等の林産物を産出する重要な役割（木材等生産機能）と合わせ、成長により二酸化炭素の吸収（地球環境保全機能）を行っています。

このように、森林は生物を育み、水を蓄えるとともに、県土の保全、生命や財産の保全のほか、私たちの暮らしに必要な様々な恵みを与えています。

人は、森林の恵みを通して生活を営み、安らぎや潤いを感じ、文化を育んできました。森林は、人々の生活にとって切っても切り離せない不可欠な存在です。



森林の有する様々な機能

○身近な木材利用

収穫された木は、県内の多くの産業で資材として活用され、様々な製品に姿を変えて、県民の生活を支えています。県産木材は、土木資材、建築資材だけでなく、食生活を支えるきのこ培地、家具工芸品（テーブル、イス、学童机）、伝統工芸品である陶器（やちむん）の燃料、三線や太鼓などの楽器、農業の堆肥、畜産業の畜舎の敷料など、幅広い分野で私たちに多くの恩恵を与えています。



身近な木材利用の例

(2) 森林の管理・育成の取組方向

森林の育成には長期間を要し、一度荒廃すると復旧が容易ではありません。そこで、管内を区域とする北部地域森林計画では、森林の適切な管理・育成の取組方向などを示し、森林の有する多面的機能の高度発揮を目指すこととしています。

○森林資源の循環利用に向けて

管内の森林資源については、生産性の高い森林から定期的に収穫し、社会生活に必要な家具材や木工材、きのこの菌床、畜産の敷料等として有効に利用していきます。また、収穫後の林地や荒廃した森林には、造林事業等による植林を積極的に実施するなど、森林の多面的機能の維持増進に努めていきます。



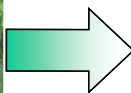
○生活環境の保全に向けて

森林の持つ水源涵養機能や山地災害防止機能の維持増進を図るため、保安林の指定及び治山事業の実施を計画的に推進していきます。

具体的には、県民の生命、財産を守るため、治山事業による荒廃地の復旧工事、林内環境改善のための森林整備及び海岸部における植栽工事等を実施することにより、保安林の機能強化を図り、豪雨や台風等の災害に備えます。



(施工前)



(施工後)

緊急予防治山事業（大宜味村津波）

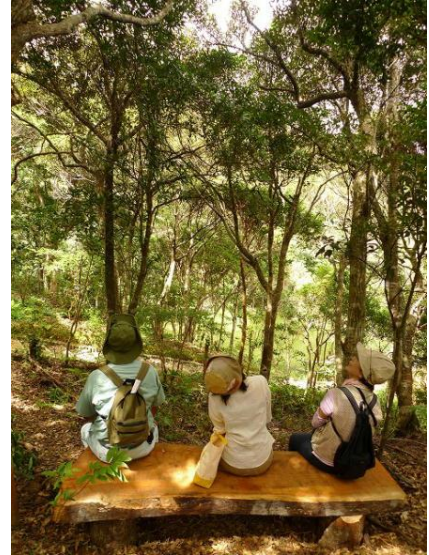
○保健・レクリエーションの場としての森林利用に向けて

管内には、沖縄県県民の森（恩納村）や森林セラピー基地（国頭村）など、自然にふれあい、自然の中で活動できる場所が広く存在しています。

これらの森林資源や既存の施設を有効に活用するとともに、保健・レクリエーション機能の維持増進を図るため適正な森林整備・管理を実施していきます。



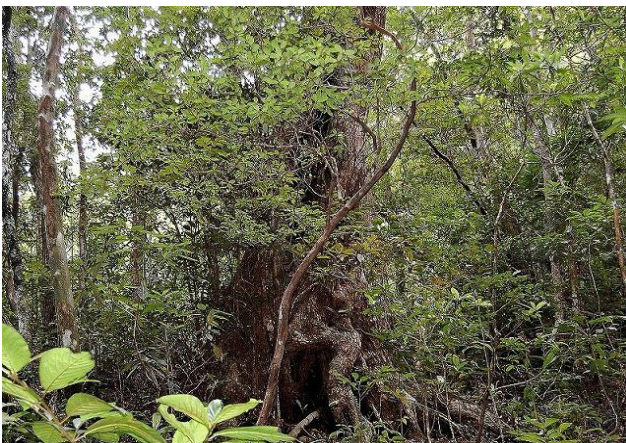
沖縄県県民の森（恩納村）



森林セラピー基地（国頭村森林公園）

○生き物を守り育む森林の保全に向けて

森林の健全な生態系を維持する観点から、原生的自然林や固有性の高い野生生物の生息・生育地においては、環境の保全やかく乱の防止に努め、多様性に富んだ優れた自然環境を保全していきます。



原生的自然が維持されている森林



北部地域の森林に生息するノグチゲラ

2. 管内の概要

管内は、沖縄本島の北部に位置し、離島3村を含む1市2町9村からなり、区域面積は82,548haで県土面積の約36%を占め、古来より森林が多いため「山原（やんばる）」と呼称されている。

地勢は、比較的山岳が発達し、与那覇岳(503m)をはじめ、西銘岳、多野岳、名護岳等300m～400m級の山々が本島北部の中央を縦走し、本部半島は、丘陵性大地を形成して海岸まで迫っている。離島は、伊平屋島に200m級の山岳があるが、その他の離島は平坦台地状である。

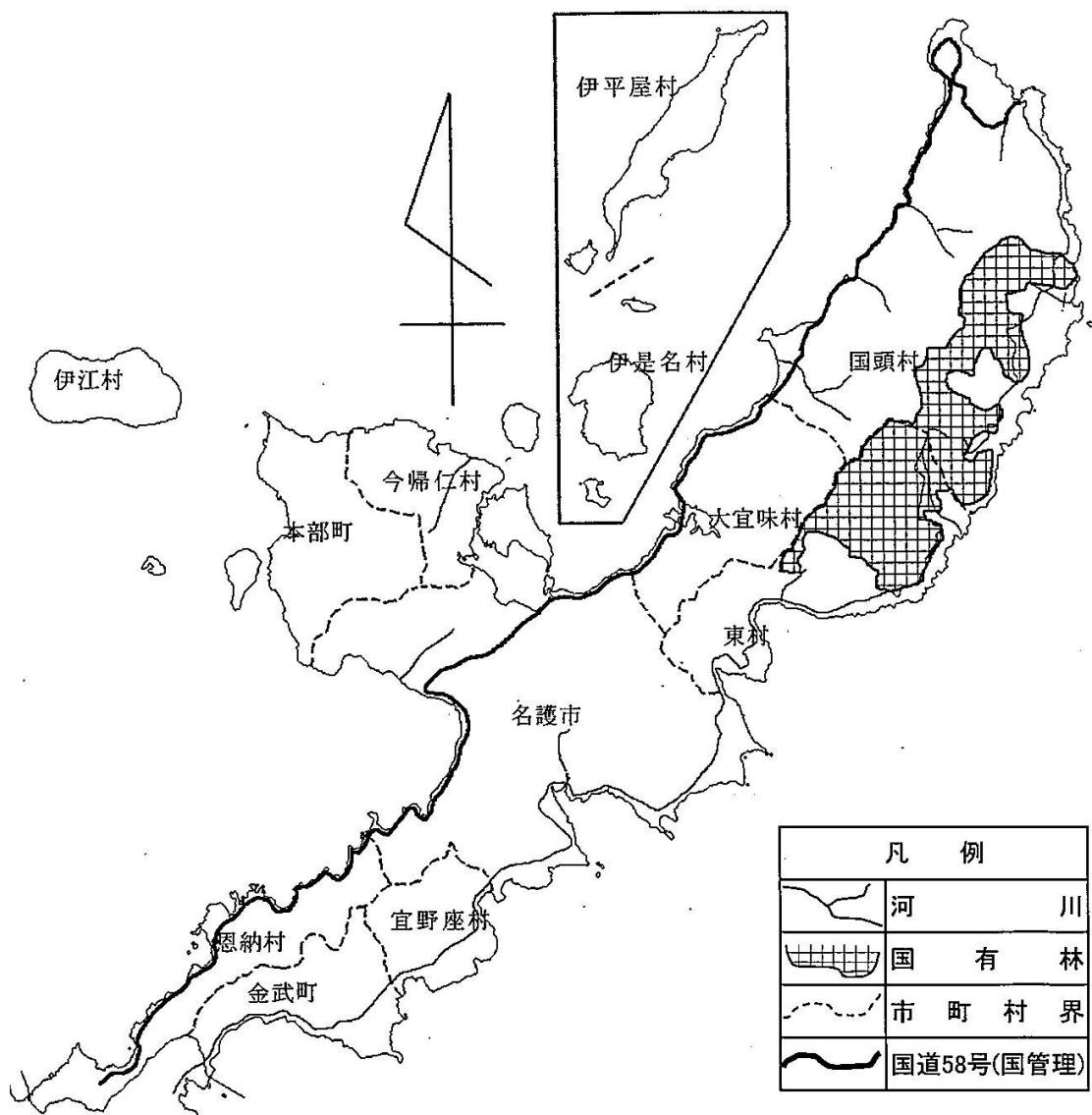
水系は、太平洋に注ぐ福地川(12.3km)、安波川(8.5km)普久川(7.0km)新川川(6.2km)等と、東シナ海に注ぐ大保川(13.3km)、源河川(13.5km)、羽地大川(12.6km)、辺野喜川(8.0km)等に大別される。

地質は、大部分が古生層の粘板岩、砂岩からなっている。土壌は、大部分が国頭マージで被われ、強酸性で有機質に乏しく生産性が低い。

気温は年平均22.8℃※で、日別及び昼夜の格差が小さい。年平均降水量は2,121mm※であるが、年毎の差が大きく、時期的にも梅雨時や台風時に集中する傾向がある。

※観測値は、気象庁資料(名護観測所)から引用。

管内マップ



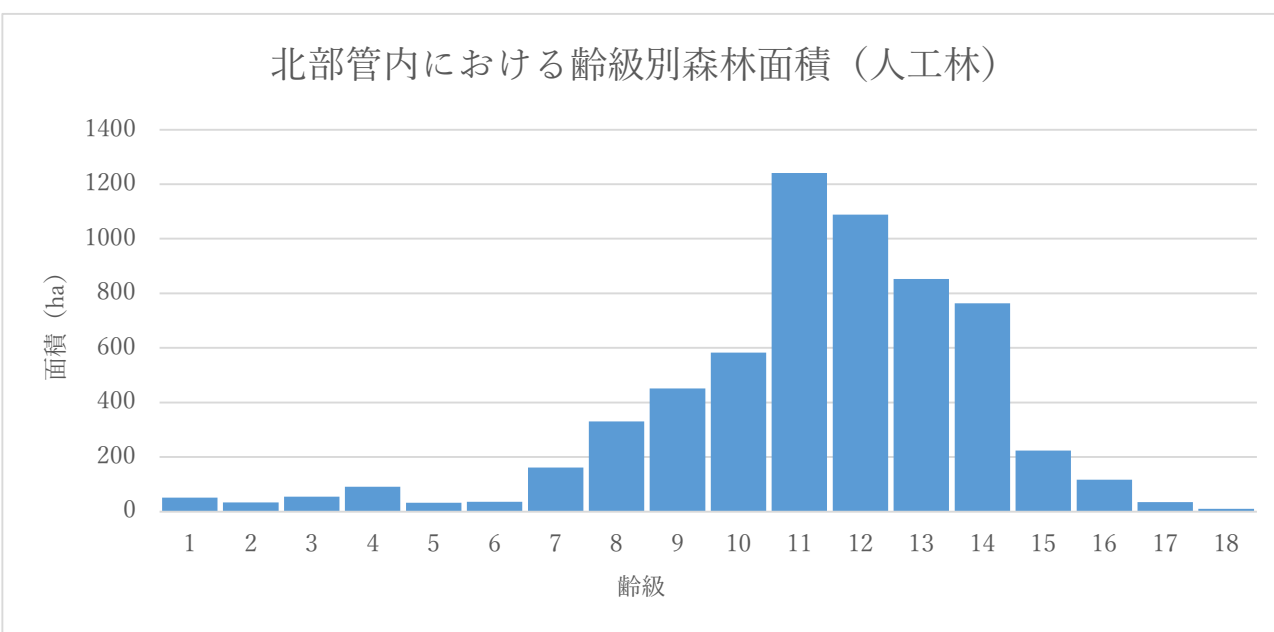
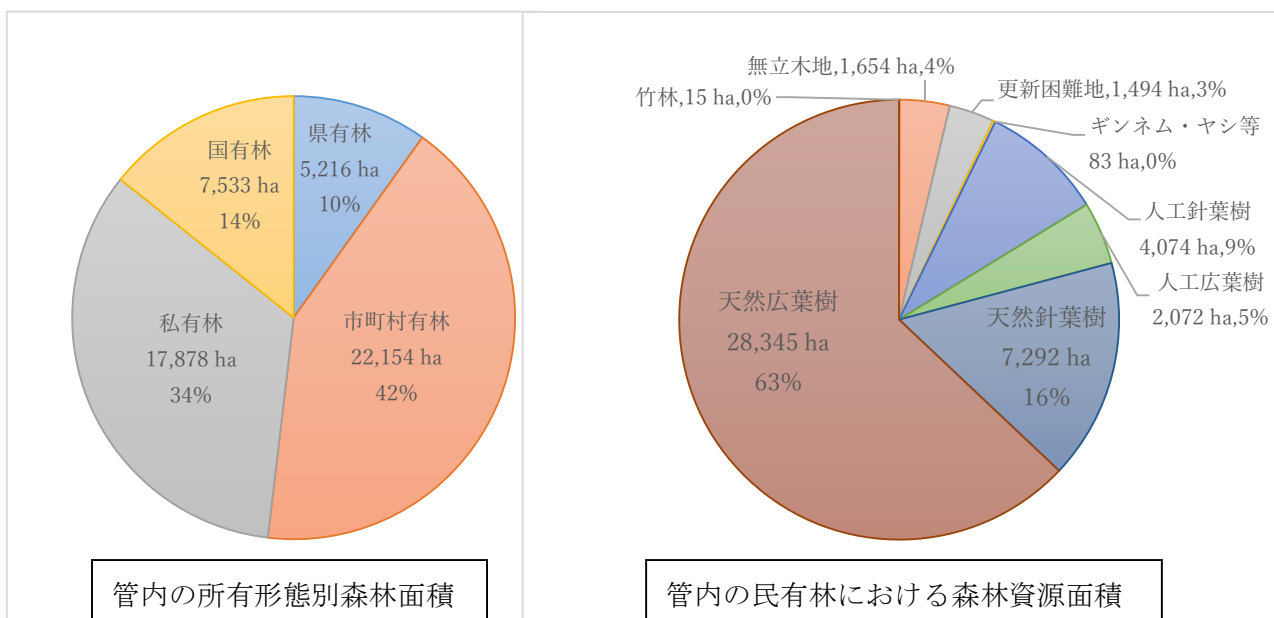
3. 森林資源の概要

管内の森林面積は 52,590ha で区域面積 82,548ha の 64%（森林率）を占めており、そのうち国有林 7,561ha（14%）、民有林 45,029ha（県有林 10%、市町村有林 42%、私有林 34%）となっている。

民有林の林種別面積は、人工林 6,233ha（14%）、天然林 35,628ha（79%）、その他 3,387ha（7%）となっている。林相別面積の割合は、広葉樹 67%、針葉樹 25%、その他無立木地等 8%となっている。

林種別の樹種構成は、人工林の針葉樹ではリュウキュウマツ、広葉樹ではイジュ、イスノキ、クスノキ等が主体となっている。また天然林では広葉樹のイタジイ、オキナワウラジロガシ、イスノキ等が主体となっている。人工林の齢級別割合は、2 齢級以下が 1%、3～9 齢級が 19%、10 齢級以上が 80%と主伐時期の目安である 45 年生を超えた森林が多い。

森林の蓄積は、戦後の復興材或いは薪炭材として大いに利用されてきたが、現在は回復し、充実してきている。



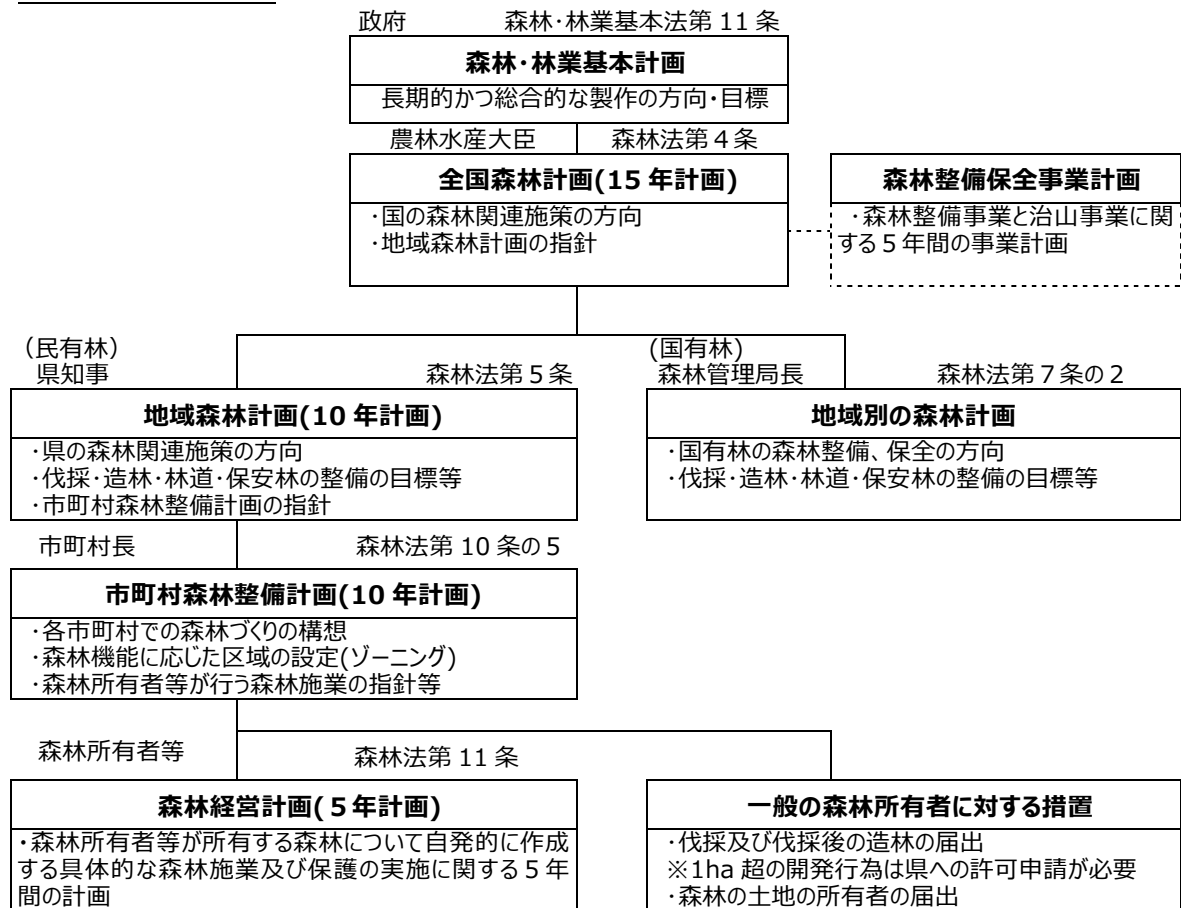
4. 森林計画

(1) 森林計画の概要

森林計画は、農林水産大臣が、森林法第4条第1項の規定に基づき、森林・林業基本法第11条第1項の森林・林業基本計画に即し、全国の森林について、15年を1期として策定する「全国森林計画」、知事が森林法第5条の規定に基づき、全国森林計画に即して森林計画区毎（本県では3計画区）の民有林について、10年を1期として策定する「地域森林計画」、市町村が森林法第10条の5の規定に基づき策定する「市町村森林整備計画」がある。

地域森林計画の主な計画事項は、森林の整備及び保全に関する事項、伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項、造林面積その他造林に関する事項、間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項、公益的機能別施業森林の整備に関する事項、林道開設等その他林産物の搬出に関する事項、森林の保護に関する事項、森林の土地の保全に関する事項等である。

森林計画制度体系図



(2) 沖縄北部地域森林計画

- ① 計画期間 : 令和6年4月1日～令和16年3月31日
- ② 計画対象民有林面積 : 45,029ha
- ③ 主な計画量

区分	伐採量 (百m³)									造林 (ha)		
	計			主伐			間伐			計	人工 造林	天然 更新
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹			
北部	666	179	487	609	159	450	57	20	37	671	340	331

5. 造林

(1) 造林事業の現況

管内の造林事業は、主に市町村有林で実施されており、育成単層林整備では植栽、下刈、除伐、保育間伐等、育成複層林整備ではリュウキュウマツ林等における樹下植栽等の施業により、健全で活力のある森林づくりを行っている。

平成 23 年度からは森林の有する機能について、7つの機能（水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産）を基礎的な指標として、それぞれの森林が特に発揮することを期待される機能の維持・増進を図るため、適切な森林の造成及び整備を推進している。

また、今大戦での不発弾等が埋没していると予想される地域においては、森林整備事業等の安全を図るため、「林野不発弾等事前探査」を実施している。

造林樹種は、これまで指定されていたリュウキュウマツ、イヌマキ、イジュ、イスノキ、クスノキ等の 27 種に、平成 29 年度よりクスギ、イタジイ等の 8 種が追加され、合計 35 種となっている。

造 林 樹 種 一 覧 表

造林樹種名		
(1) スギ	(13) ソウシジュ	(25) ナンヨウスギ
(2) リュウキュウマツ	(14) タイワンハンノキ	(26) ガジュマル
(3) イヌマキ	(15) ホルトノキ	(27) モモタマナ
(4) センダン	(16) ヤマモモ	(28) タブノキ
(5) クスノキ	(17) シャリンバイ	(29) クスギ
(6) イジュ	(18) リュウキュウコクタン	(30) ニッケイ
(7) イスノキ	(19) エゴノキ	(31) オキナワウラジロガシ
(8) フクギ	(20) サクラ	(32) イタジイ
(9) オガタマノキ	(21) デイゴ	(33) ウラジロエノキ
(10) タイワンオガタマノキ	(22) テリハボク	(34) ハマセンダン
(11) アカギ	(23) ジャイアントギンネム	(35) イイギリ
(12) モクマオウ	(24) タイワンフウ	その他知事が認めるもの

平成 25 年度
イジュ造林地
(12 年生林分)



(2) 年度別民有林造林補助実績（5年間）

単位：ha

年度 造林種別			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
育成 単層 林 備	人工造林		4.65	5.31	6.37	5.67	3.12	25.12
	保育	下刈	103.63	100.58	98.85	77.98	73.70	454.74
		除伐等	19.96	22.87	11.06	23.64	35.17	112.7
小 計			128.24	128.76	116.28	107.29	111.99	592.56
育成 複層 林 備	樹下植栽等		4.97	2.34	2.84	2.87	3.15	16.17
	保育（下刈）		77.75	71.12	61.58	49.66	35.15	295.26
	除伐等		11.69	8.9	7.53	8.22	5.03	41.37
小 計			94.41	82.36	71.95	60.75	43.33	352.8
合 計			222.65	211.12	188.23	168.04	155.32	945.36

(3) 令和5年度市町村別事業種別造林実績

単位：ha

区分	育成単層林整備事業				育成複層林整備事業			
	人工造林 （新植）	保育		小計	樹下 植栽等	保育下刈	除伐等	小計
		下刈	除伐等					
国頭村	2.22	61.66	32.27	96.15			5.03	5.03
名護市	0.90	8.04	2.90	11.84	2.55	26.93		29.48
恩納村						2.22		2.22
伊平屋村					0.60	2.40		3.00
伊江村						3.60		3.60
沖縄北部森林組合		4.00		4.00				0.00
計	3.12	73.70	35.17	111.99	3.15	35.15	5.03	43.33

(4) 令和5年度市町村別樹種別造林実績

単位：ha

区 分		国頭村	名護市	伊平屋村	計
単層林	イジュ	0.44			0.44
	ホルトノキ	1.26			1.26
	イスノキ	0.52			0.52
	クスノキ		0.90		0.90
	小計	2.22	0.90		3.12
複層林	イジュ		2.55	0.60	3.15
	小計		2.55	0.60	3.15
計		2.22	3.45	0.60	6.27

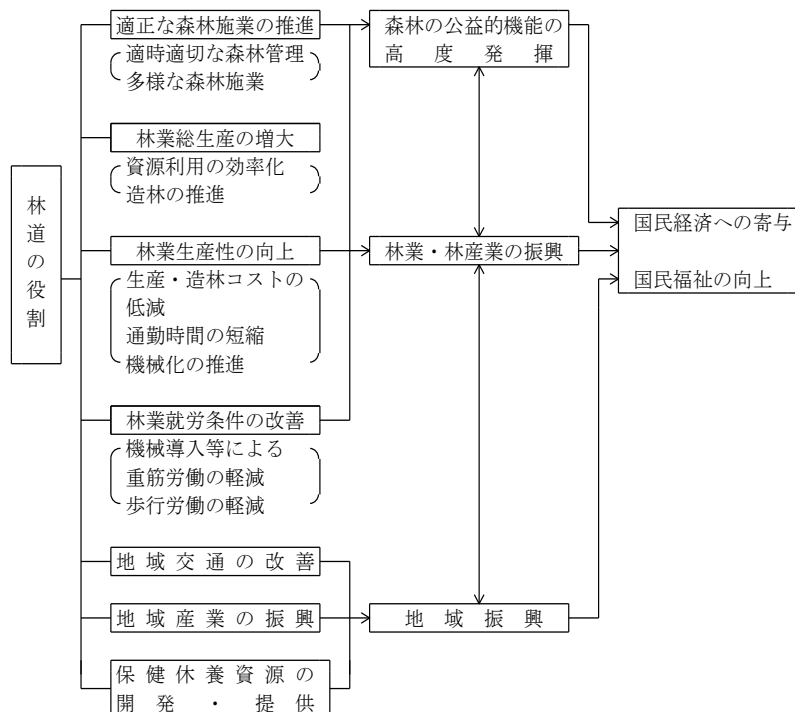
* (2)、(3)、(4)とも
県営林は除く。

6. 林道

(1) 林道の概要

林道は、森林の合理的な経営や適正な管理のための施設であるばかりでなく、山村地域の生活道や災害時の避難路、迂回路として、また森林レクリエーションや自然観察など多目的に利用されている。

令和5年度末現在で、管内の林道路線数は63路線、延長は246.6kmである。



森林とのふれあい（大国林道長尾橋）



木材の搬出（伊地林道）

(2) 県営林道の現況

番号	路線名	幅員(m)	延長(m)	番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1	我地佐手Ⅰ号線	4.0	3,614.0	13	佐手与那線	4.0	5,310.6
2	伊江Ⅰ号線	4.0	5,052.4	14	奥与那線	5.0	14,559.2
3	源河有銘線	4.0	11,869.0	15	伊地線	4.0	5,780.8
4	楚洲Ⅰ号線	4.0	1,200.0	16	我地佐手Ⅱ号線	4.0	2,667.9
5	伊江Ⅱ号線	4.0	6,015.7	17	我地佐手Ⅲ号線	4.0	1,650.3
6	奥Ⅱ号線	4.0	3,975.8	18	熱田線	6.5	2,270.5
7	大国線	5.0	35,537.3	19	熱田3号線	6.5	912.0
8	嘉陽線	4.0	8,664.3	20	宇嘉線	4.0	2,706.7
9	伊楚線	4.0	7,061.9	21	チイバナ線	4.0	2,993.1
10	佐手辺野喜線	4.0	2,625.5	22	伊江原線	3.0	1,994.4
11	熱田2号線	4.0	964.9	23	楚洲仲尾線	4.0	141.7
12	辺野喜線	4.0	3,446.0		合計		131,014.0

(3) 近年の県営林道の施設災害の状況

発生年	路線数	被災箇所数	復旧延長(m)	査定金額(千円)	発生原因
令和3年	4	6	113	49,479	6月梅雨災害、台風6号災害
令和4年	4	5	142	48,554	5月梅雨災害、6月梅雨災害、台風4号災害
令和5年	4	9	133	57,607	3月豪雨災害、4月豪雨災害、6月梅雨災害、台風6号災害

(4) 市町村営林道の現況

管理者	番号	路線名	幅員(m)	延長(m)	管理者	番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
名護市	1	瀬嵩線	4.0～5.0	8,885.0	国頭村	1	浜1号線	4.0	2,304.4
	2	仲尾次線	3.0	2,050.0		2	辺土名線	(3.0)	950.0
	3	汀間線	3.0～4.0	2,270.0		3	安波線	4.0	3,000.0
	4	名護岳線	4.0	3,548.2		4	辺野喜Ⅰ号線	4.0	1,528.5
	5	ハサマ線	4.0	1,425.0		5	長尾線	4.0	200.0
	6	底仁屋線	3.0	1,000.0		6	奥間線	4.0	2,430.0
	7	真喜屋線	4.0	3,230.0		7	辺野喜Ⅱ号線	5.0	1,034.0
	8	番越線	4.0	4,709.3		8	尾西線	4.0	880.0
	9	楚久雨志川線	4.0	5,513.0		9	チヌフク線	4.0	7,368.9
	10	源河支線線	4.0	3,784.7		10	与那線	4.0	4,104.3
	11	嘉陽山田線	4.0	3,370.0		11	浜2号線	4.0	3,300.0
	12	稲嶺線	4.0	1,268.0		12	謝敷線	4.0	6,183.0
	13	金川線	4.0	620.0		13	宜名真線	4.0	5,787.6
	小計			41,673.2		小計			39,070.7
大宜味村	1	饒波線	3.0	1,350.0	今帰仁村	1	諸志線	4.0	1,320.0
	2	大兼久線	4.0	3,234.0		2	乙羽山線	4.0	1,225.0
	3	謝名城線	4.0	4,619.0		3	玉城線	4.0	4,056.0
	4	喜如嘉線	4.0	1,266.6		4	仲尾次尾山線	4.0	1,745.0
	小計			10,469.6		5	富原線	4.0	3,497.0
本部町	1	伊豆味線	4.0	1,914.0		小計			11,843.0
	2	大嘉陽線	4.0	2,703.8	恩納村	1	名嘉真線	4.0	872.0
	小計			4,617.8		2	屋嘉田線	4.0	3,055.0
伊平屋村	1	腰岳線	4.0	3,984.0		小計			3,927.0
	小計			3,984.0	7市町村	40			115,585.3

(5) 自然との共生

林道は、環境の保全を図るため工種・工法の工夫に努めており、小動物対策のスロープ付き側溝やL型側溝、土砂流失防止のための法面緑化や柵工、ステップ張りコンクリート等を設置している。また急勾配の法面形成には、土工量を大幅に低減する緑化と一体となった補強土擁壁なども採用している。



スロープ型側溝（伊江Ⅱ号林道）



改良型L型側溝（チイバナ林道）

7. 県営林

(1) 県営林の概要

管内の県営林面積は 5,274.08ha で、その内訳は無償貸付国有林 4,396.20ha、県有林 877.88ha となっている。無償貸付国有林は、国頭村、東村、名護市に所在し、県有林は国頭村の与那・伊地、名護市の明治山と嵐山からなっている。

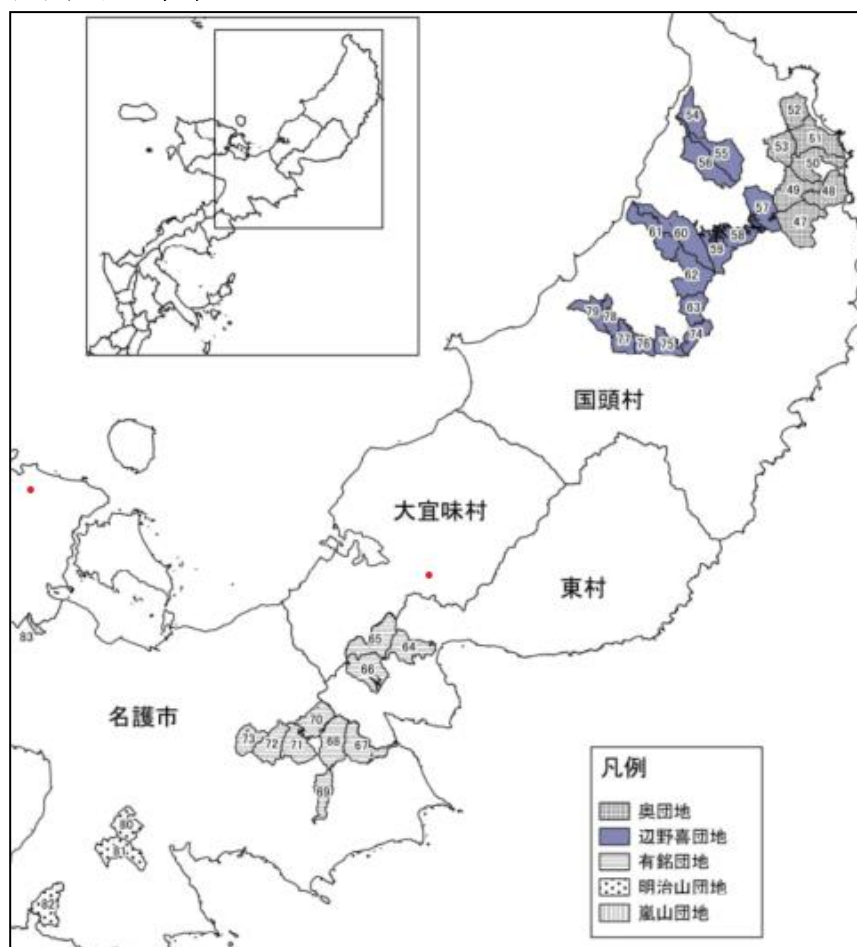
無償貸付国有林は、明治 42 年勅令第 32 号により、「沖縄県地方費を以て経営してきた国有林は県政施行の際に限り貸付料を徴せずして、これを沖縄県に貸与する」との契約に基づき、明治 42 年(1909 年)から平成元年(1989 年)までの 80 年間国から借り受け、琉球政府時代は官有林として管理経営してきた。本土復帰後も従前と同一の条件で引き続き貸与する旨の特別措置が講じられ、貸付期限を迎えた平成元年 4 月 26 日に国有林野無償貸付契約を交わし、貸付期間が令和 31 年 5 月 31 日までの 60 年間延長された。

県営林では、木材生産等の経済的な機能を果たすとともに、森林の持つ公益的機能の充実した森林の育成に努めている。そのために、人工造林(新植)、保育(下刈、除伐)などの森林整備を行っており、最近の主な造林樹種は、イジユ、イスノキ、クスノキなどである。

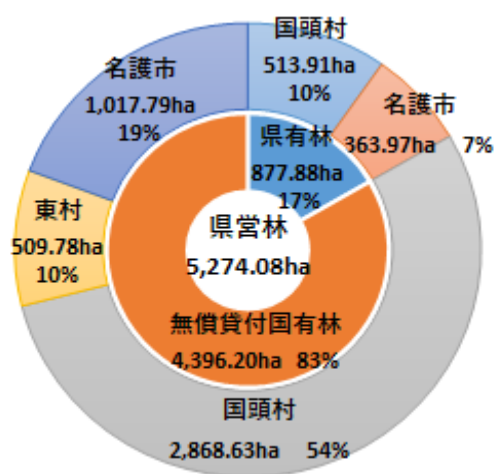
平成 29 年には、持続可能な森林経営が行われていると認められ、森林管理認証(FM 認証)を取得し、現在、認証対象森林は 3624.98ha(国頭村、東村、名護市内県営林の一部)となっている。

※面積については、令和 5 年度版 沖縄の森林・林業(県営林)から転記。

(2) 県営林の位置図

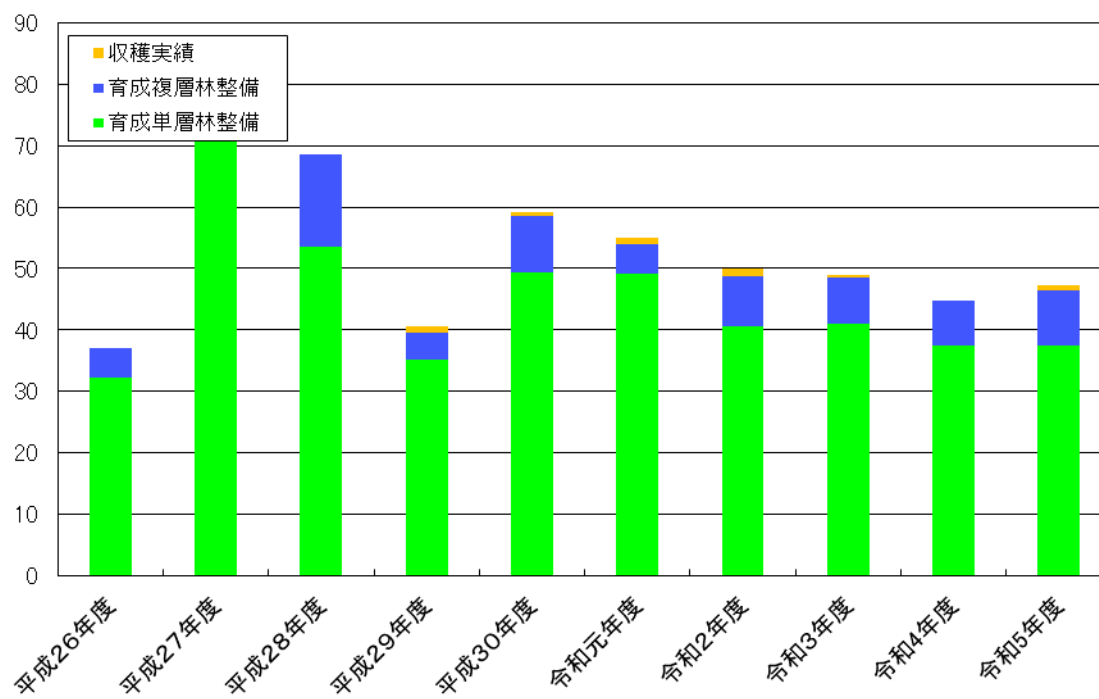


(3) 県営林所在地別面積



(4) 造林実績及び収穫実績

単位：ha



県営林 65 林班ホルトノキ
(R5 新植)



県営林 72 林班イスノキ
(R5 樹下植栽)

8. 森林保護

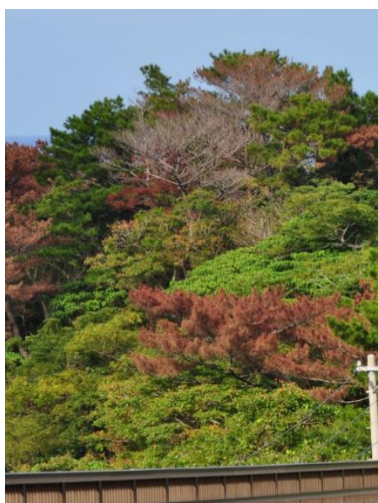
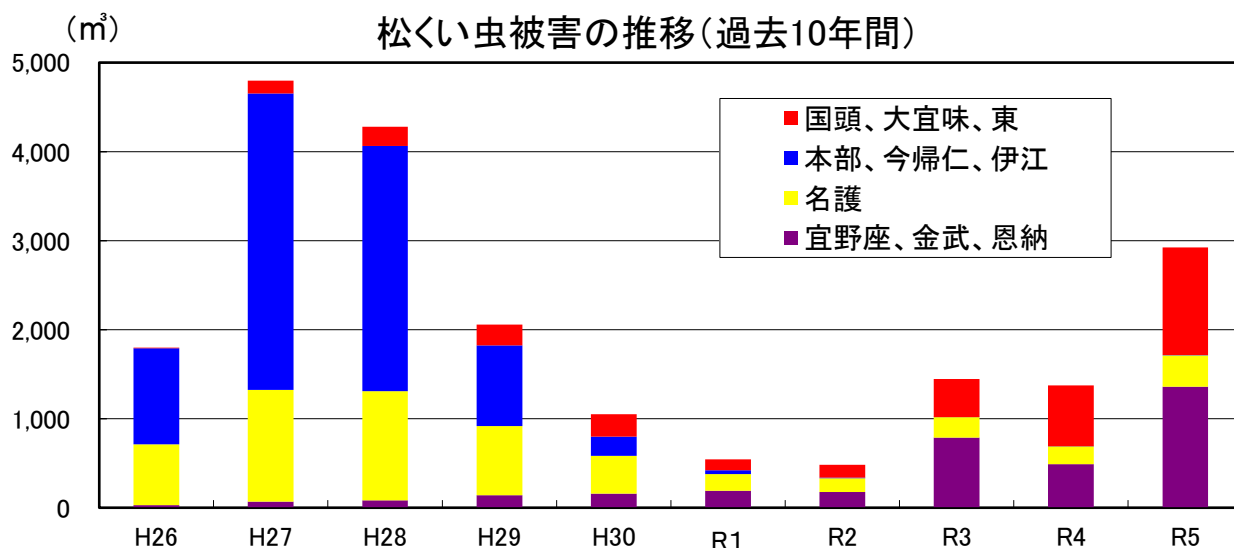
(1) 松くい虫被害及び防除の概況

松くい虫被害は、昭和48年に発生以来、被害木の伐倒駆除及び薬剤散布等徹底的な防除に努めたことから、平成元年度までは増減を繰り返しながら小康状態を保っているが、平成2年度には異常気象等の影響を受け、被害が拡大し、平成5年度には約4万1千m³まで激増した。

平成14年3月には、「沖縄県松くい虫防除に関する条例」を定め、松くい虫防除に関して県、事業者、松林所有者の責務を明確にするとともに、公益的機能の高い松林を中心的に保全すべき松林を絞り込み、集中した防除を推進した結果、被害量は減少傾向にあったが、令和3年度から再び増加傾向となっている。

なお、被害地域については、本部半島での被害は減少傾向にあるものの、東村、恩納村、宜野座村での被害が多い状況である。

現在、県では抵抗性マツ等の研究を行っており、今後はその成果を取り入れた総合的な松くい虫防除対策に取り組んでいく。

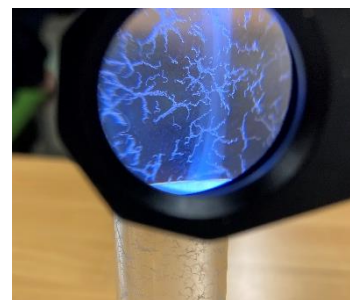


松くい虫被害状況



薬剤散布状況(名護市)

(2) 松くい虫被害の発生メカニズム



マツノザイセンチュウ



マツノマダラカミキリ

(3) 松くい虫防除実績

※地上散布の数量は延べ面積、樹幹注入の数量は樹木本数

事業種別	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
松くい虫対策防除(薬剤地上散布)	ha	118.0	115.0	115.0	115.0	115.0
松くい虫対策(樹幹注入)	本	—	—	652	712	1941
松くい虫対策(特別伐倒駆除(全木焼却))	m ³	253.34	208.13	747.10	752.92	955.58
松くい虫対策(伐倒駆除(くん蒸、その他))	m ³	68.60	41.76	17.27	50.77	74.59

(4) デイゴヒメコバチ被害及び防除の概況

県花であるデイゴに被害を及ぼすデイゴヒメコバチは、平成17年に石垣島に発生して以来、全県に被害が広がっている。被害状況は、デイゴヒメコバチの幼虫がデイゴの新芽や葉柄などを加害することで虫こぶが形成され、加害箇所周辺に成長不良や枯れを引き起こす。デイゴ全体に症状が出ると、樹勢が著しく衰退し、病原菌に感染しやすくなるため、枯死に至る場合もある。

そのため、県では平成22年度より、名木や地域で保全が進められているデイゴについて、薬剤樹幹注入によりデイゴヒメコバチの駆除を実施している(環境部環境再生課)。



デイゴヒメコバチ



虫こぶ



薬剤樹幹注入

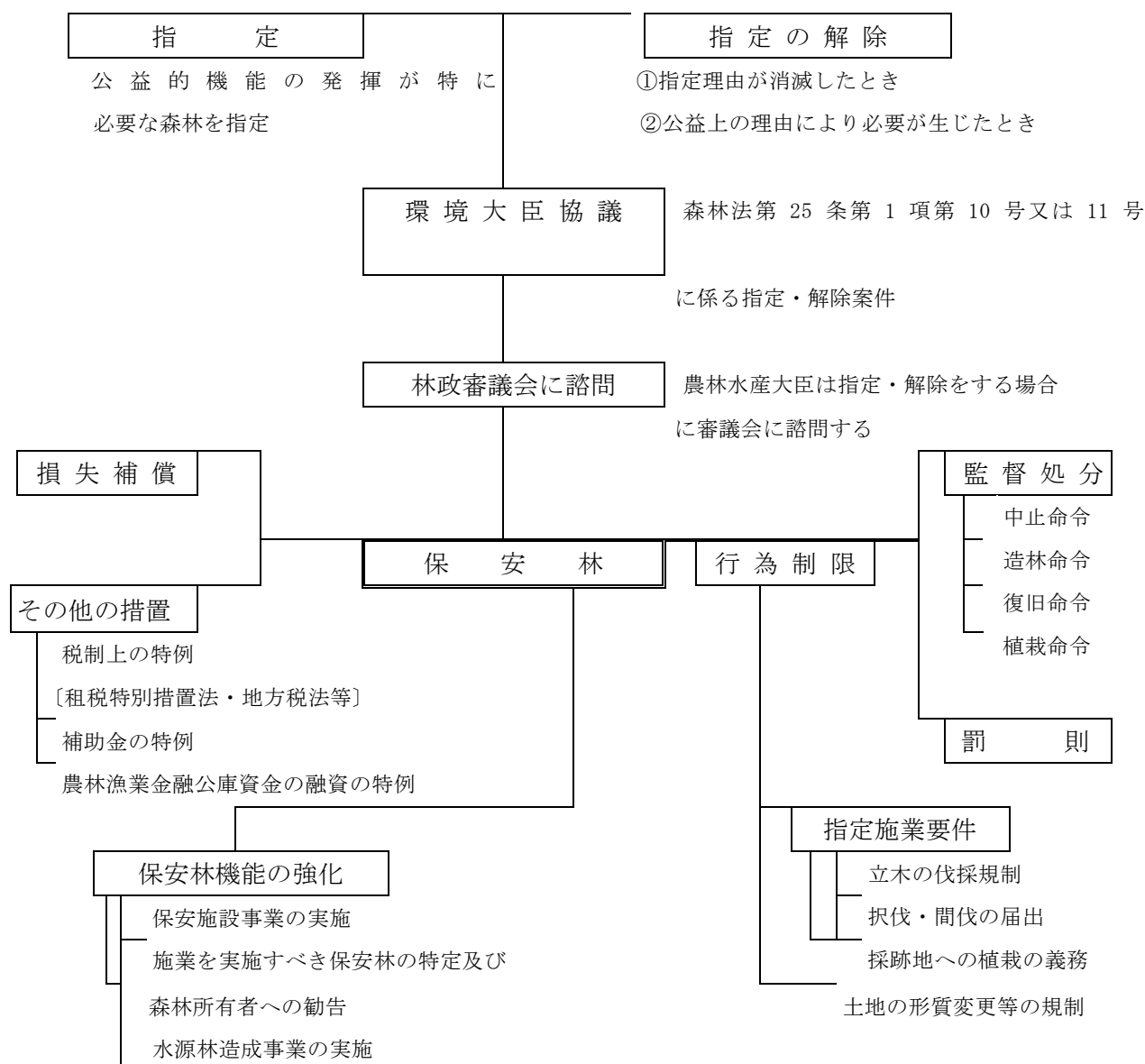
9. 保安林

(1) 保安林の概要

保安林制度は、水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全、保健休養の場の提供、その他公共の目的を達成するために、特定の森林を保安林として指定し、立木の伐採、土地の形質変更行為等の規制により、その森林の保全と適切な森林施業を確保することによって、森林の持つ保安機能を維持増進するための制度である。

そのため、県土の保全等公益上必要がある場合には農林水産大臣又は県知事は、森林を保安林として指定することができる。

(2) 保安林制度の体系



(3) 保安林の指定状況

令和6年3月31日現在 単位：ha

市 町 村	水 源 かん養	土砂流 出防備	土砂崩 壊防備	防 風	水 害 防 備	潮 害 防 備	干 害 防 備	魚つき	保 健	風 致	計
国 頭 村	588	202	92	30		47					960
大宜味村	1,132		7	12		1				2	1,154
東 村	176	19	19	9		1	0				224
今帰仁村		80		20		53	73		(65)		226 (65)
本 部 町	16		0	31		28	10		21	0	106
名 護 市	1,347	21	11	28		36	13	4	(199)	3	1,462 (199)
恩 納 村	352		7	4	0	81	145		(163)		589 (163)
宜野座村	2			13	1	11					27
金 武 町	53			12		11			(1)		76
伊 江 村			3	11		30			(8)		45 (8)
伊平屋村	153		9	2		44					208
伊是名村			0	15		62	109		(60)		186 (60)
北 部 計	3,819	322	149	186	1	405	350	4	21 (497)	5	5,263 (497)

※（ ）書きは上位の保安林種との兼種指定を外書で示した。小数点未満は四捨五入のため計と内訳は必ずしも一致しない。

※ 保安林種別の面積は、民有保安林の内訳である。



水源かん養保安林（国頭村辺野喜）



潮害防備保安林（国頭村辺土名）